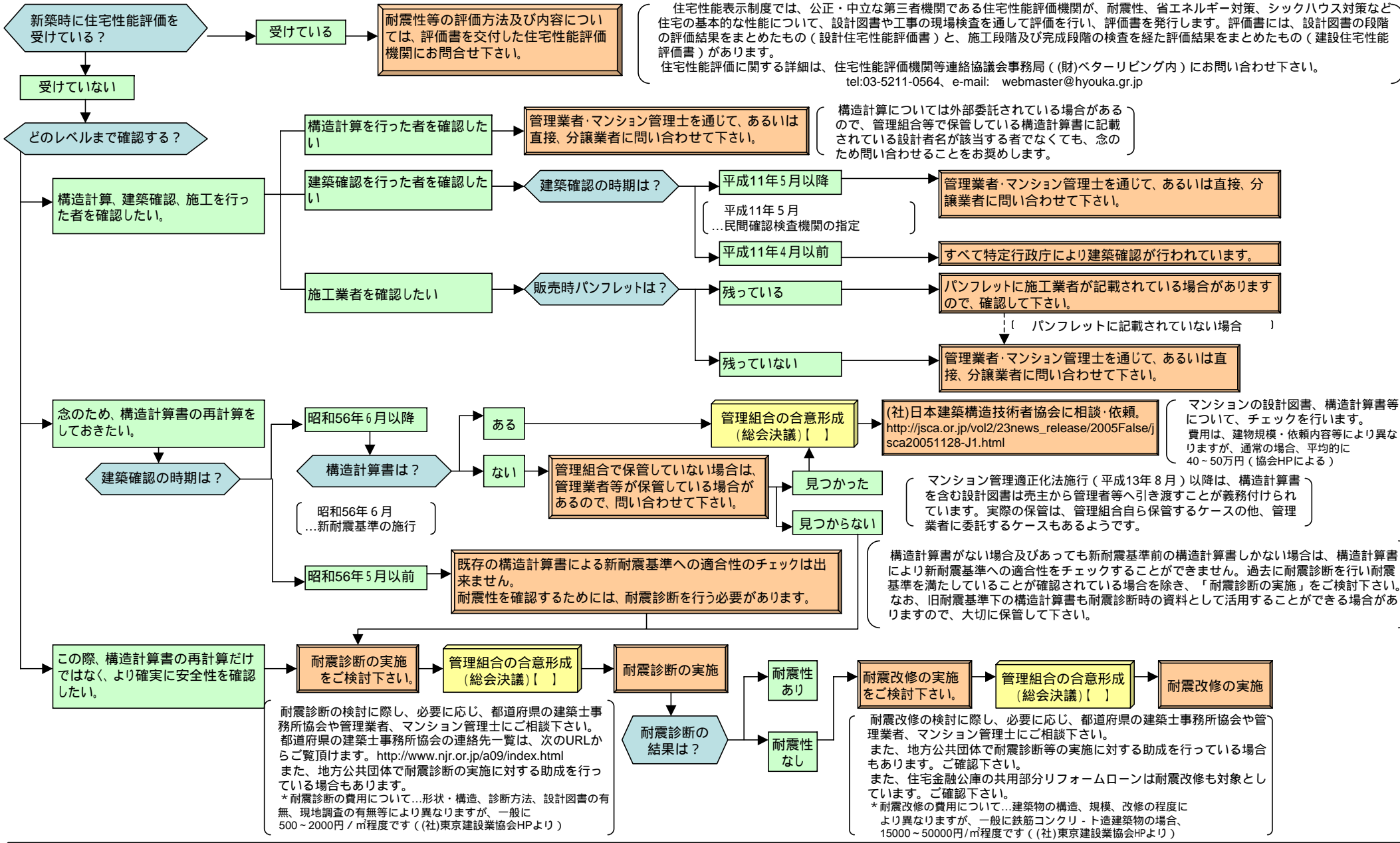


ご自分のマンションの耐震性を確認したいマンション管理組合の皆様へ

(財)マンション管理センター
(社)高層住宅管理業協会
マンション管理士団体連絡会



[] 管理組合の合意形成（総会決議）について... 構造計算書の再計算、耐震診断・耐震改修の実施などマンションの共用部分の管理に関する事で支出を伴うものについては、一般的には、管理組合の総会決議を要します。一般的な総会手続は、理事会で議案を作成の上、管理者（通常、管理組合の理事長）が招集し、出席組合員（書面・代理人によるものを含む）の過半数で議決されます。（このほか、管理者が招集しない場合には、組合員総数の5分の1以上及び議決権総数の5分の1以上の同意があれば、開催することが可能です）

マンション居住者の不安解消のため、こうした手続をはじめ管理組合のサポートは、国土交通省の登録を受けたマンション管理業者やマンション管理士が行います。まずは、委託先の管理業者、あるいはマンション管理士にご相談下さい（ ）。また、一般的なご相談はマンション管理センターでも承っております。

() マンション管理士をお探しになる場合は、マンション管理士団体連絡会にご相談下さい（(財)マンション管理センター内 tel(03)3222-1624 fax(03)3222-1520 e-mail kanrishi-renrakukai@mankan.or.jp ）
電話は12月5日から、メールは12月6日から使用可能です